

徳島県監査委員公表第 1 0 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 3 8 第 6 項の規定に基づき、徳島県知事等から包括外部監査結果報告に対して講じた措置についての通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。
令和 5 年 9 月 2 9 日

徳島県監査委員
岡鹿大井立
崎山寺下川
悦公健泰了
夫弘司憲大

令和 4 年度包括外部監査結果報告に対して講じた措置
監査テーマ：環境政策に関する事務の執行について

I 個別の事業に対する監査の結果・意見

報告書 ページ	項 目	指 摘 及 び 意 見	講 じ た 措 置 等	措置状況
19-20	水素エネルギー「新時代」展開加速事業	見積合わせの方法により委託契約先を決定するに際して、指名すべき者の数が県の定めた指名業者の選定基準を下回っている事例がみられた。委託契約先の選定にあたり見積合わせを行う際は、指名すべき者の数について県の基準を遵守すべきであり、見積徴収の決裁の際には指名すべき者の数の確認を徹底すべきである。（指摘 1）	令和 5 年 3 月に「随意契約に関するチェックリスト」を作成し、指名すべき者の数について複数名で確認することとし、チェック体制を強化した。 (グリーン社会推進課脱炭素推進室)	措置済み
		委託契約先の選定にあたり見積合わせの過程で指名すべき者の数が県の定めた指名業者の選定基準を下回る状況であったにもかかわらず、事後的な書類の調製によって基準違反がなかったかのごとく処理された事例がみられた。基準に反する状況が是正不可能な段階においては、違反が発生したことを前提に対処すべきであり、事後的な書類の調製により違反がなかったかのように取り繕うべきではない。（指摘 2）	令和 5 年 3 月に「随意契約に関するチェックリスト」を作成し、確認不足による事務処理の不手際が生じないように、複数名で確認することとし、チェック体制を強化した。 (グリーン社会推進課脱炭素推進室) 会計管理者の職務権限として、地方自治法第 2 3 2 条の 4 第 2 項において「当該支出負担行為が法令又は予算に違反していないこと及び当該支出負担行為に係る債務が確定していることを確認したうえでなければ、支出をすることができない」とされており、条例や規則等に合致していない状態で支出することはできないとして是正を求めたものである。 ただ、日付を遡及して是正を求めることが適正な方法であ	措置済み 措置済み

			るとはいえないため、今後は不備が判明した時点で必要な是正を求めることとする。 令和５年７月２８日開催の会計事務実務担当者研修会で適正な事務処理方法について周知を行った。また「ここがポイント会計事務【歳出】」において、チェック項目を設けた。（会計課）	
21	四国自然・水素ビジネスセミナー等運営業務について	見積合わせの方法により委託契約先を決定するにあたり、見積徴収業者を選定する際は、新規参入の余地を広く確保するため、過去に県との業務実績があることを過度に評価すべきではない。（意見１）	令和５年度以降に見積徴収業者を選定する際は、新規参入の余地を広く確保するため、原則、過去に県との業務実績があることのみをもって見積徴収業者として選定することがないよう、事業の目的・規模・内容を鑑み、事業者の遂行能力・執行体制などを評価した上で見積徴収業者を選定することとした。 （グリーン社会推進課脱炭素推進室）	措置済み
21-22		見積合わせの方法により委託契約先を決定するにあたり、見積徴収業者を選定する際は、県において把握可能な見積徴収業者同士の資本関係をも考慮し、県の定めた指名業者の選定基準の求める競争性の確保を実質的に実現できるよう努めるべきである。（意見２）	令和５年度以降に見積徴収業者を選定する際は、県において把握可能な見積徴収業者同士の資本関係をも考慮し、県の定めた指名業者の選定基準の求める競争性を確保するため、可能な限りホームページ等で情報収集に努めることとした。 （グリーン社会推進課脱炭素推進室）	措置済み
22	水素フォーラム等実施運営業務について	予定価格が１０万円以上の契約における１者随意契約は地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号から第９号に準じると認められる理由がある場合に限られるが、当該理由がないにもかかわらず１者随意契約が行われた事例がみられた。 １者随意契約は例外的な契約方法であることから、予定価格が１０万円以上の契約における１者随意契約は地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号から第９号に準じると認められる理由があるかどうかを十分に検討したうえで行うべきである。（指摘３）	令和５年度以降、予定価格が１０万円以上の契約においては、原則入札（見積り合わせ）により実施し、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号から第９号に準じると認められる理由のある場合のみ１者随意契約により行うとともに、１者随意契約とする場合は、その理由を見積徴収同等に詳細に記載することとした （グリーン社会推進課脱炭素推進室）	措置済み
23	空港水素エネルギー普及啓発業務について	見積合わせの方法により委託契約先を決定するにあたり、見積徴収業者を選定する際は、新規参入の余地を広く確保するため、過去に県との業務実績があることを過度に評価すべきではない。（意見１・再掲）	令和５年度以降に見積徴収業者を選定する際は、新規参入の余地を広く確保するため、原則、過去に県との業務実績があることのみをもって見積徴収業者として選定することがないよう、事業の目的・規模・内容を鑑み、事業者の遂行能力・執行体制などを評価した上で見積徴収業者を選定することとした。 （グリーン社会推進課脱炭素推進室）	措置済み
23-24	水素グリッド・アクションプラン策定業務について	プロポーザル方式による募集を行う場合には、スケジュールに十分な期間を設けるとともに、参加資格を制限するような要件を排除し、十分な数の応募者が参加するような方法で実施すべきである。（意見３）	参加資格については、管財課に登録された業者を条件にすることで、審査の事務の効率化を図ることができる。令和５年度以降にプロポーザル方式による募集を行う場合は、管財課の「公募型プロポーザル方式のフロー例」等を参考に十分	措置済み

			な期間を設けることで、十分な数の応募者が参加できるよう実施する。 (グリーン社会推進課脱炭素推進室)	
24-25	燃料電池バスの運行を契機とした水素普及について	分割可能な業務について1者随意契約を締結する場合は、1者随意契約の対象とする業務は必要最小限の部分に限るべきである。(意見4)	本業務は、燃料電池バスの運行と一体となった効果的な普及啓発を行うことが必要であり、分割することは難しい側面もあるが、令和5年度以降、1者随意契約の対象とする業務は可能な限り、必要最小限の部分に限ることとした。 (グリーン社会推進課脱炭素推進室)	措置済み
25		1者随意契約においては、同じ目的を達成できる他の方法の有無や価格の妥当性について十分に検討すべきである。(意見5)	目的を達成できる他の方法の有無や価格の妥当性については、過去に行った広告事業を踏まえ、十分に検討した上で、今後とも事業を実施する。 (グリーン社会推進課脱炭素推進室)	措置済み
25-26	水素エネルギー普及啓発等業務	プロポーザル方式による募集を行う場合には、企画提案部分等プロポーザル方式による募集に適した部分に限定すべきであり、純粋な価格競争になじむ部分まで含めるべきではない。(意見6)	令和5年度以降にプロポーザル方式による募集を行う場合は、純粋な価格競争になじむ部分は、価格競争を行うなど、プロポーザル方式による募集を行う業務が分割可能か確認し、適正に対応することとした。 (グリーン社会推進課脱炭素推進室)	措置済み
26		プロポーザル方式による募集を行う場合には、スケジュールに十分な期間を設けるとともに、参加資格を制限するような要件を排除し、十分な数の応募者が参加するような方法で実施すべきである。(意見3・再掲)	参加資格については、管財課に登録された業者を条件にすることで、審査の事務の効率化を図ることができる。令和5年度以降にプロポーザル方式による募集を行う場合は、管財課の「公募型プロポーザル方式のフロー例」等を参考に十分な期間を設けることで、十分な数の応募者が参加できるよう実施する。 (グリーン社会推進課脱炭素推進室)	措置済み
26-27	水素エネルギー「新時代」展開加速事業全体について	水素エネルギー「新時代」展開加速事業自体は令和3年度で終了しているが、事業の目的が普及啓発に留まるものか、より実践的な技術開発等まで目的とするか判然としなかった。今後、水素エネルギー関連の事業を展開するにあたっては、事業目的に関し、「普及・啓発」と「技術開発や整備の推進」とを区別したうえで、それぞれが適切な予算となるように配分することが望ましい。(意見7)	令和4年度の事業については、水素エネルギーの広報等を行う「普及啓発」と、燃料電池自動車の購入に対する補助を行う「整備の促進」に区分し、予算計上を行った。 (グリーン社会推進課脱炭素推進室)	措置済み
魚づくり革命・もうかる養殖魚創出事業				
33	養殖藻類（ワカメ）施肥試験の実施に係る調整業務について	分割可能な業務について1者随意契約を締結する場合は、1者随意契約の対象とする業務は必要最小限の部分に限るべきである。(意見4・再掲)	令和5年度は、「海況、利用状況、設置時期に応じた適切な施肥材の供給方法の検討」を行うこととしており、これまで委託としていたものを、県が試験研究として取り組み、物品購入を含め県で執行するものと改めた。 今後とも、契約については地方自治法施行令第167条の	措置中

33-34			2 第 1 項第 2 号から第 9 号に該当すると認められる理由のある場合のみ 1 者随意契約により行うとともに、必要性の部分を十分検討することとする。 (水産振興課)	
		委託先が再委託を行う場合には事前に書面による承諾を要するとの規定がある委託契約において、事業の一部が委託先から第三者に再委託されているものの、再委託にあたり書面による承諾を受けていない事例がみられた。委託契約に違反する方法で再委託が行われた場合には、委託先に対して指導その他の適切な対応を行うべきである。(指摘 4)	令和 4 年度事業から、契約締結の際に委託先に対し、業務の一部について再委託を行おうとする場合には、書面による県の承諾が必要であることを周知し、漏れがないよう努めている。 このことにより、再委託の場合には、委託先から関係書類の提出を受け、事前に書面による承諾を行っている。 (水産振興課)	措置済み
36-37	「緩和」×「適応」で挑む気候変動対策推進事業			
	気候変動適応情報収集・普及啓発事業(委託料)について	1 者随意契約による場合、委託契約時における委託料の適正さや業務完了報告時の検査は、より慎重になされるべきである。委託契約にあたっては、完了時の委託料の精算や返納の条項を付し、事後的にも委託料の適正を確保できる契約条件が望ましい。(意見 8)	令和 5 年度以降の委託契約においては、より委託料の適正さを確保できるよう、これまで以上に完了時の確認検査を詳細に実施することとした。 一方、返納等の条項については、意見を受け検討を行ったが、一者随意契約において契約金額からの増額は困難であり、委託先の経営努力を認めないこととなる可能性もあることなどから、今後、統一的に契約に付すような取扱はしないこととした。 (グリーン社会推進課)	措置済み
	37	委託契約の業務完了報告時の検査において報告された経費の内容を検査するにあたっては、支出を証明する資料の提出を求めるなど、報告内容が適切であるかを十分に検討すべきである。(意見 9)	委託先に支出を証明する資料の提出を求め、「委託契約チェックリスト」により点検を行い、検査の実施状況が事後的に確認できる記録を令和 5 年 7 月に作成・保管した。 併せて、今後、業務完了報告時の検査にあたっては、資料の提出を求め、報告内容が適切であるかを十分に確認を行うことを周知徹底した。 (グリーン社会推進課)	措置済み
	37-38	CO2 CO2 エコレジット活用事業について	令和 5 年度以降の委託契約については、「随意契約ガイドライン」に基づき、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当するか十分に検討を行うとともに、1 者随意契約とする場合は、その理由を見積徴収同等に詳細に記載することとした。 (グリーン社会推進課)	措置済み
	38-39	1 者随意契約を予定する受託予定先から見積りを徴収する際に、経緯や見積書の記載等からして受託予定者に予定額を察知されていることがうかがわれる場合には、受託予定者から予定額に近づけた見積書が提出される可能性があ	令和 5 年度以降の同様の事務処理については、見積徴収時に予定額を察知されないよう取り扱いに注意するとともに、金額だけでなく、内容についても十分精査することとした。	措置済み

39-40		るため、単に予定額を下回ることのみを理由として見積額を適正と認めるべきではなく、見積内容についても詳細に検討した上で見積額の適正さを判断すべきである。（意見 1 1）	(グリーン社会推進課)	
		CO2CO2エコクレジット活用事業については、現状の仕様のままでは温室効果ガスの削減施策や地域の資金循環施策としての有効性は乏しいと考える。普及啓発としての側面に重きを置いて取引の仕組みを大幅に簡素化するか、反対に実際の温室効果ガスの排出量取引に近づけるかなど、事業目的とそれに応じた運用を再検討されたい。（意見 1 2）	ご意見を参考に、普及啓発としての側面に重きを置き、本事業の目的である温室効果ガスの削減に取り組むこととした。 (グリーン社会推進課)	措置済み
42 <				

54-56	県危機管理環境部グリーン社会推進課（分室）清掃業務について	例の「代表者本人が入札するとき」の例における「㍻マークを付すこと」との記載には、「代理人が入札するとき」の例における記載とは異なり「(㍻マークが) 無い場合には無効」との注記がない。双方の場合で異なる取り扱いとならないよう（そのように曲解されないよう）に、「代表者本人が入札するとき」の例における「㍻マークを付すこと」との記載にも「無い場合は無効」との注記を付加すべきである。（意見 1 4）	で異なる取り扱いとならないよう、入札の際に「㍻マークが無い場合は無効」となるよう、令和 5 年 7 月に入札書記載例の標記内容を統一した。併せて今後の取り扱いについて遺漏のないよう周知徹底した。 (グリーン社会推進課)	
	令和 3 年度環境学講座等実施業務について	令和 3 年度環境学講座等実施業務において、委託先である環境首都とくしま創造センターから提出された完了報告時の経費として計上された「県派遣職員共済費等」の額は見積時の金額と異なるが、その相違について合理的な理由は見当たらなかった。同センターに派遣された県職員は、本事業のほかにも県からの複数の委託事業に従事したが、委託先において複数の委託事業間で恣意的な経費(人件費)の計上がなされると、各事業の委託契約時における委託料の算出根拠が曖昧となり、また、完了報告時の委託料の精算や余剰金の返納が不正確なものとなるものであり、不適切である。 経費を精査すべき委託契約（特に、支払を受けた委託料に余剰金が生じたときは返納する旨の条項がある委託契約）において、当該委託業務以外の業務をも兼務する者に係る人件費が計上されている場合、その者に係る人件費は当該委託事業のほか他の業務にも配分されるべきものであり、当該事業への配分が業務量や人件費以外の委託費用に応じて按分するなどの合理的基準により行われているかどうかについて確認を行うべきである。また、按分対象の人件費に関し、見積額と経費報告における計上額とで一定額の開きが生じている場合には、その理由を調査・確認するなど、適切な処理がなされているかについて十分な検査を実施すべきである。（指摘 8）	環境首都とくしま創造センターに派遣されている県職員の人件費については、従事している複数の委託事業の委託費用や業務時間等に応じて按分されていることを令和 5 年 3 月に確認した。併せて、今後、見積額と経費報告における計上額とで 5 割以上の開きが生じている場合には、調査・確認を徹底するなど十分な検査を実施するよう、周知徹底した。 (グリーン社会推進課)	措置済み
	56	支払を受けた委託料に余剰金が生じたときは返納する旨の条項がある委託契約については、経費の使途は十分に精査すべきである。精査にあたっては、支出に関する領収証等を確認するとともに、確認をした資料や経過、結果を記録すべきである。（意見 1 5）	委託先の支出に関する領収証等の確認を行うとともに、「委託契約チェックリスト」により点検を行い、確認の実施状況が事後的に確認できる記録を令和 5 年 7 月に作成・保管した。併せて、今後検査するにあたっては、領収証等を確認し、経費の使途が適切であるか十分に確認するよう周知徹底した。 (グリーン社会推進課)	措置済み
58	「拡がる」環境活動普及啓発事業			
	「拡がる」環境活動普及啓発事	完了報告を書面で受けることとされている委託契約について、完了報告にあたって委託先から提出された書面が適	ご指摘のあった委託料の明細については、令和 5 年 3 月に委託業務完了報告書と同じ綴りに保管した。併せて、今後と	措置済み

58-59	業（委託料）について	切に保管されていない事例がみられた。そのような書面は、事業の記録と合わせて適切に保管されたい。（指摘5・再掲）	も書面については適切に保管することを周知徹底した。 （グリーン社会推進課）	
		経費の報告内容に関する支出を証明する資料を提出することとされている委託契約においては当該資料を確認しなければならないところ、確認が実施されていない委託契約があった。確認未了のものについては、速やかに資料提供を求め、検査を実施されたい。（指摘6・再掲）	委託先に支出を証明する資料の提出を求め、「委託契約チェックリスト」により点検を行い、検査の実施状況が事後的に確認できる記録を令和5年7月に作成・保管した。今後、検査にあたっては、資料の提出を求め報告内容が適切であるか十分に確認を行うよう、併せて周知徹底した。 （グリーン社会推進課）	措置済み
		環境首都とくしま創造センターとの間の複数の委託事業に関し、事業の重複がないか、経費の重複がないか改めて精査すべきである。 事業の重複がある場合、事業の整理・合理化を進める必要がある。 経費の重複（委託料の余剰）が認められた場合、委託契約上余剰金の返納が約されている事業は当然のこと、その余の事業についても返納を求めるなどの適切な対応をすべきである。（指摘9）	環境首都とくしま創造センターに対する複数の委託事業に関し、事業・経費の重複がないことを令和5年7月に確認した。併せて、今後、事業の整理・合理化は引き続き検討するとともに、万一、重複がある場合は、余剰金の返納を求めるなど適切な対応をとるよう周知徹底した。 （グリーン社会推進課）	措置済み
地球にやさしい環境県民運動推進事業				
62-63	とくしま環境県民会議負担金について	とくしま環境県民会議については、県が実施する他の事業（主には普及啓発活動）との重複がないかなどを事業の効率性、経済性の観点から見直したうえで、同会議における収支の適否、同会議に対する負担金の支出や金額、その他の県による事業執行について検討を要する。（意見16）	とくしま環境県民会議の事業については、県民・事業者・行政の各主体の共同により、幅広い分野で各種環境活動の取組みを推進しているところであり、県の事業と重複がないかなどの点検を令和5年度に行うこととした。 （グリーン社会推進課）	措置予定
63-64		とくしま環境県民会議の事業のうち、とくしま環境県民会議から環境首都とくしま創造センターへの委託事業については、同センターにおいて委託終了時に余剰が発生している年度が複数あったことからして、委託金額は適正な金額とはいいがたい。県は同会議の収入の大部分を負担していることから、今後、適正な金額で委託契約を行わせるべきである。（意見17）	とくしま環境県民会議の事業計画書の内容を精査し、委託金額が適正であることを判断するとともに、事後的に適正さを確認できる記録を令和5年7月に作成・保管した。併せて、今後、委託金額が適正であるか十分に確認を行うように周知徹底した。 （グリーン社会推進課）	措置済み
64		とくしま環境県民会議は県職員が事務局を務め、環境首都とくしま創造センターは県派遣職員が事務局長を務めているところ、同会議に関しては県以外の自治体等からも資金拠出を受けていることから、同会議、同センター間の契約にあたっては適正な契約となることがより強く求められる。県として、両団体間の契約が適正な契約となるように対応すべきである。（意見18）	とくしま環境県民会議、環境首都とくしま創造センター間の契約については、委託事業が適正に実施されたかについて、事後確認を行うとともに、事後的に適正さを確認できる記録を令和5年7月に作成・保管した。併せて、今後、両団体間の契約が適正な契約となるよう十分に確認を行うよう周知徹底した。 （グリーン社会推進課）	措置済み

64-65		とくしま環境県民会議については、収支の適否や県の負担金額の相当性を検討する前提として同会議の活動実態を十分に収集・把握すべきであり、収集・把握した情報は県においても適切に保管すべきである。(意見19)	とくしま環境県民会議の活動実態について十分に把握するとともに、収集・把握した情報は県においても令和5年7月に適切に保管した。 (グリーン社会推進課)	措置済み
67	ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）の啓発活動事業			
	ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）の啓発活動事業について	ゼロ予算事業（予算を伴わない事業）においてファイル等の記録が残っていない状況や資料が分散して把握困難となっている状況が確認されたが、事業の効率性、効果などの評価・検証の必要性は予算の伴う事業と変わらない。そこで、ゼロ予算事業においても、予算を伴う事業同様、事業の進捗状況を管理し、事後的な監査が実施できる程度に整理された活動内容の記録を残すべきである。(意見20)	令和5年3月に令和4年度の啓発活動事業の記録をファイルに保管して、事業の進捗状況を整理した。また、令和5年度以降も同様に実施する。 (グリーン社会推進課脱炭素推進室)	措置済み
68		ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）等の啓発については、他の予算を伴う事業（令和3年度においては「ゼロカーボンシティ推進事業補助金」事業）へも影響するものであるから、予算確保の要否も含め、事業内容を全般的に見直し、積極的な取組がなされるべきである。(意見21)	ZEH事業の普及啓発の事業化予算も含めて事業全体を令和3年度に見直し、令和4年度においては、ZEH補助金制度の相談窓口を県主催イベント等において連携し設置するなど、効果的かつ効率的な事業執行を行った。 その結果、令和5年度6月補正予算において、令和4年度までの国補助事業の県上乗せ補助事業から、県単独補助事業として再構築するとともに、環境省交付金を活用して予算規模を1億円とするなど大幅に拡充しており、多くの県民の皆様に活用いただけるよう、ハウスメーカー等への制度説明の実施や県広報紙でのPRなど、更なる普及啓発を実施している。 (グリーン社会推進課脱炭素推進室)	措置済み
70	「とくしまエコパートナー」事業者・団体任命推進事業			
	「とくしまエコパートナー」事業者・団体任命推進事業について	「とくしまエコパートナー」事業者・団体任命推進事業については、令和3年度においてとくしまエコパートナー締結企業・団体数の増加という点で成果はなく、増加のための活動実態があったかも判然としない。同数は、基本計画における環境指標の一つであり、現時点で未達成であるから、事業内容を見直し、積極的な取組がなされるべきである。(意見22)	本県では、「徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例」において基本理念として掲げる「県民総活躍」を具現化するため、気候変動対策の推進について県と連携して取り組んでいただける企業等を募集し、「とくしまエコパートナー協定」を締結している。 環境基本計画の環境指標の達成に向け、とくしまエコパートナー制度について多くの事業者等に知っていただけるよう、令和5年度は効果的な手法を用いて積極的に周知を図る。 (グリーン社会推進課)	措置予定
72-73	新しい未来へ！徳島がはじめるSDGs実践プロジェクト（うち 多様な主体と繋がる・広げる「エシカル消費」）			
	R3 とくしま	プロポーザル方式による募集を行う場合には、スケジュー	参加資格については、管財課に登録された業者を条件にす	措置済み

73-74	SDGsシンポジウム開催等委託業務について	ールに十分な期間を設けるとともに、参加資格を制限するような要件を排除し、十分な数の応募者が参加する方法で実施すべきである。(意見3・再掲)	ることで、審査の事務の効率化を図ることができる。令和5年度以降にプロポーザル方式による募集を行う場合は、管財課の「公募型プロポーザル方式のフロー例」等を参考に十分な期間を設けることで、十分な数の応募者が参加できるよう実施する。 (消費者政策課)	
	R3 SNSを活用した「エシカル消費」普及啓発キャンペーン企画運営業務について	プロポーザル方式による募集を行う場合には、スケジュールに十分な期間を設けるとともに、参加資格を制限するような要件を排除し、十分な数の応募者が参加する方法で実施すべきである。(意見3・再掲)	参加資格については、管財課に登録された業者を条件にすることで、審査の事務の効率化を図ることができる。令和5年度以降にプロポーザル方式による募集を行う場合は、管財課の「公募型プロポーザル方式のフロー例」等を参考に十分な期間を設けることで、十分な数の応募者が参加できるよう実施する。 (消費者政策課)	措置済み
74		完了報告に際し事業費精算書を提出することが定められている委託契約において、事業費精算書が提出されていない事例がみられた。そのような委託契約においては、事業費精算書の提出を求め、その検査を実施すべきである。また、完了検査を実施した際は、実施状況を事後的に確認できる記録を残すべきである。(指摘10)	令和5年度以降の完了報告に際し事業費精算書を提出することを定める委託契約においては、事業費精算書の提出を求め検査を適切に実施するとともに、完了検査の実施時は、実施状況を事後的に確認できる記録を残すこととした。 (消費者政策課)	措置済み
74-75	エシカル消費の普及に係る啓発品の購入について	予定価格が10万円以上の契約における1者随意契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号から第9号に準じると認められる理由がある場合に限られるが、当該理由がないにもかかわらず1者随意契約が行われた事例がみられた。 1者随意契約は例外的な契約方法であることから、予定価格が10万円以上の契約における1者随意契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号から第9号に準じると認められる理由があるかどうかを十分に検討したうえで行うべきである。(指摘3・再掲)	予定価格が10万円以上の契約においては、原則入札（見積り合わせ）により実施し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号から第9号に準じると認められる理由のある場合のみ1者随意契約により行うとともに、1者随意契約とする場合は、その理由を見積徴収伺等に正確に記載することとした。 (消費者政策課)	措置済み
75-76		執行委託伺に記載した予算額では原則一般競争入札を執行すべきとの指摘を管財課から受けた後に予定価格を引き下げて随意契約により業者選定を行った事例がみられた。執行委託伺において想定していた価格があるにもかかわらず、合理的な理由なくその価格よりも低い価格を予定価格とすることにより簡便な手続をとることは差し控えるべきである。(指摘11)	指摘の執行委託伺に記載した予算額は、積算額に端数があったことから切り上げた一方、予定価格は積算額に基づいた金額を記載したことが、指摘を受けることとなった要因である。 令和5年度以降、予算額について正確な記載をおこなうよう周知徹底を図るとともに、複数名で確認する等、課内でのチェック体制を強化した。 (消費者政策課)	措置済み
ゼロカーボンシティ推進事業補助金				

78-79	「気候変動」×「防災」対応設備導入支援事業（①Z E H補助事業）について	Z E H補助金制度の認知度を向上させるとともに、申請の要件や利便性、補助率及び補助額などについて消費者や事業者の意見を確認するなどして、より利用実績を高めるための取組を継続されたい。（意見23）	Z E H事業の普及啓発の事業化予算も含めて事業全体を令和3年度に見直し、令和4年度においては、Z E H補助金制度の相談窓口を県主催イベント等において連携し設置するなど、効果的かつ効率的な事業執行を行った。 その結果、令和5年度6月補正予算において、令和4年度までの国補助事業の県上乗せ補助事業から、県単独補助事業として再構築するとともに、環境省交付金を活用して予算規模を1億円とするなど大幅に拡充しており、多くの県民の皆様に活用いただけるよう、ハウスメーカー等への制度説明の実施や県広報紙でのPRなど、更なる普及啓発を実施している。 (グリーン社会推進課脱炭素推進室)	措置済み
79	「気候変動」×「防災」対応設備導入支援事業（②Z E B補助事業）について	県有施設のZ E B化や民間事業者に対する支援策などを具体的に検討し、県内におけるZ E Bの普及に向け積極的な取組を推進されたい。（意見24）	県有施設のZ E B化については、庁内にZ E B化検討チームを設置して検討した結果、県有施設初のZ E B交番の整備事業を、警察本部と連携し実施している。 民間事業者に対する支援策については、県有施設のZ E B化に合わせて普及啓発を実施するとともに、国の補助事業を周知するなど、引き続き県内におけるZ E Bの普及に向け積極的に取り組んで参る。 (グリーン社会推進課脱炭素推進室)	措置済み
未来へ繋ぐ地球温暖化対策推進事業				
81-82	エコオフィス活動実績集計・分析システム保守業務について	エコオフィス活動実績集計・分析システム保守業務について、令和3年度においては年度当初に契約期間外となる期間が存在したが、システム保守等に関する業務は年度初めにシステム障害等が発生した場合でも直ちに対応する必要があるのであるから、委託期間の切れ目がなくなるように委託すべきである。（意見25）	システムの安定的な運用のため、令和5年度においては、前年度の契約期間の終期から切れ目なく委託契約を締結し、システム障害等が発生した際にも直ちに対応する体制を整えた。 (グリーン社会推進課)	措置済み
「自立・分散型電源」導入推進事業				
83-85	令和3年度地域マイクログリッド導入に係る自治体の取組の手引き策定業務について	プロポーザル方式による募集を行う場合には、スケジュールに十分な期間を設けるとともに、参加資格を制限するような要件を排除し、十分な数の応募者が参加するような方法で実施すべきである。（意見3・再掲）	参加資格については、管財課に登録された業者を条件にすることで、審査の事務の効率化を図ることができる。令和5年度以降にプロポーザル方式による募集を行う場合は、管財課の「公募型プロポーザル方式のフロー例」等を参考に十分な期間を設けることで、十分な数の応募者が参加できるように実施する (グリーン社会推進課)	措置済み
自然エネルギー協働推進事業				
87-88	地域循環を目指す	地域循環を目指す「環境とビジネス」セミナー等運営業	令和5年度以降、同様のケースにおいては、連携事業とし	措置済み

88-89	す「環境とビジネス」セミナー等運営業務について	務について、当該業務に関連する支出の一部が他の委託事業で経費計上されていた。このような予算の流用がなされると、事業実態と経費とが乖離することで、今後の同種事業の予算検討や事後的な検証において誤解を生じさせかねない。そこで、ある事業に要する費用を連携事業である別の事業から支出するような処理は、当該別の事業の実施としての実体を伴わない限り、行ってはならない。(指摘12)	ての実体を伴うかどうかを十分精査するとともに、検討状況が事後的に確認できる記録を作成・保管することとした。 (グリーン社会推進課)	
	地域循環を目指す「環境とビジネス」セミナーチラシ印刷業務について	複数の連携事業に関してまとめて広報を行う場合、広報の一部が脱漏するおそれがあるため、各事業について広報すべき事項が過不足なく盛り込まれているか事前に十分に検証すべきである。(意見26)	令和5年度以降に複数の連携事業に関してまとめて広報を行う場合は、広報すべき事項が過不足なく盛り込まれているか、事前に十分な検証を行うこととした。 (グリーン社会推進課)	措置済み
91-92	自然エネルギー立県とくしま推進資金貸付事業			
	自然エネルギー立県とくしま推進資金貸付事業について	自然エネルギー立県とくしま推進資金貸付事業については、資金を要する顧客側、資金貸付を行う金融機関側いずれにも不便で十分なメリットのないものとなっており、事業を継続すべきか否かについて、再検討を行うべきである。(意見27)	同様の融資制度を行っている企業支援課の融資制度に統合させ、顧客側・金融機関側いずれにもメリットがあるよう、融資金額の拡大及び利率の低減等の見直しを行い、令和5年度より、「GXとくしま推進資金」を新たに設置した。 (グリーン社会推進課)	措置済み
112	廃棄物適正処理総合強化推進事業			
	産業廃棄物・特別管理産業廃棄物適正処理講習会事業について	支払を受けた委託料に余剰金が生じたときは返納する旨の条項がある委託契約については、経費の使途は十分に精査すべきである。精査にあたっては、支出に関する領収証等を確認するとともに、確認をした資料や経過、結果を記録すべきである。(意見15・再掲)	令和5年度以降の委託契約については、領収証等を確認し、経費の使途が適切であるか十分に検査した経過、結果を基に業務報告書を作成することとした。 (環境指導課)	措置済み
	2R推進並びにリサイクルの拡大及び先進技術導入のための経営支援事業について	支払を受けた委託料に余剰金が生じたときは返納する旨の条項がある委託契約については、経費の使途は十分に精査すべきである。精査にあたっては、支出に関する領収証等を確認するとともに、確認をした資料や経過、結果を記録すべきである。(意見15・再掲)	令和5年度以降の委託契約については、領収証等を確認し、経費の使途が適切であるか十分に検査した経過、結果を基に業務報告書を作成することとした。 (環境指導課)	措置済み
113-114		2R推進並びにリサイクルの拡大及び先進技術導入のための経営支援事業については、委託先において自主的に行われるべき事業としての性格を有し、現に委託先において本委託事業として実施されている講習に係るすべての事務が遂行されている実態に鑑み、委託事業ではなく補助事業としたうえで、事業者や関連団体に対する支援の必要性などを考慮して、補助率や補助金額を検討すべきである。(意	補助事業とするか検討した結果、委託先の専門性・特殊性・独自性を踏まえ、県が本事業の実施主体として委託することで、本事業目的の達成が可能であり、このことが、県の産業廃棄物行政を推進していく上でも欠かせないと判断したため、令和5年度以降の本事業も補助事業ではなく、委託事業として実施することとした。	措置済み

114-115		見 2 8)	(環境指導課)	
	徳島県優良産業廃棄物処理業者の利用促進に係る広報運営事業について	公開情報の修正及び保守業務は、委託先のホームページ内に構築された認定業者名簿等の公開情報の修正や新規入力、保守を目的としているが、委託先からの完了報告のとりホームページが更新されたことは確認できなかった。このような点も踏まえると、徳島県優良産業廃棄物処理業者の利用促進に係る広報運営事業については、優良産業廃棄物処理業者認定制度の説明や認定事業者の名簿が県のホームページ上で公開されていることに鑑みても必要性に疑義があるため、事業自体の廃止も含め事業のあり方について抜本的に検討されたい。(意見 2 9)	ご意見を参考にしながら、本事業のあり方について検討した結果、委託先は、優良産業廃棄物処理業者の認定を受ける上で受講が必須となる講習会も実施しており、さらに、認定業者についても熟知している。加えて、委託先には排出事業者から、適正な処理を行う業者を紹介して欲しい旨の問合せも多いことから、その機会を捉え優良業者の紹介を行っている。このようなことから、委託先に業務委託をすることにより、効果的かつ効率的な広報運営が可能であることから、同事業が必要であると判断したため、令和 5 年度以降も継続して事業を実施することとした。 (環境指導課)	措置済み
希少野生生物を活かした地域の魅力発信事業				
121-122	令和 3 年度生物多様性リーダー養成業務について	1 者のみに見積書提出を依頼する場合、見積限度額を明示するとこれに近づけた見積書が提出されることで県の支出が不必要に増加する可能性があるため、特段の事情がない限り、見積書提出の依頼文書には見積限度額を記載しないようにすべきである。(意見 3 0)	令和 4 年度の委託契約については、見積限度額を記載せずに当該事業の見積依頼文書を作成した。 また、令和 5 年度以降も同様に実施する。 (グリーン社会推進課)	措置済み
122		委託業務の一環として参加者から参加費を徴収していたが、参加費収入に関しては委託費の予定価格の積算において考慮された形跡もなく、委託先が作成した見積書にも記載がなかったことから、県の想定に反し、委託先は委託事業を遂行することで委託費とは別の収入を得ることとなった事例がみられた。収入が予定される業務においては、収入金額を考慮して予定価格の積算及び見積内容の検討を行うべきである。(指摘 1 3)	令和 5 年度以降の委託契約については、予定価格の積算時に収入金額を考慮するとともに、委託業者からの見積書に収入内訳を記載させ、適切に見積金額に反映させることとした。 (グリーン社会推進課)	措置済み
122-123		完了報告、収支の明細の確認にあたり、見積額との比較において一定程度の変更があった費目については、その原因等を調査し、その結果を記録すべきである。(意見 3 1)	令和 5 年度以降の委託契約については、完了報告の際、収支の明細と見積額で大幅な変更があった費目については、原因を調査し、結果を記録することとした。 (グリーン社会推進課)	措置済み
123		委託契約時の仕様書や実施要領の作成にあたっては、委託先との認識の齟齬を回避し、また、完了報告時の検査や事後的な監査において委託業務の内容、カウント等に疑義が生じないような条項、記載となるように努めるべきである。(意見 3 2)	令和 5 年度以降の委託契約については、実施要領を詳細な内容に修正し、認識の齟齬が生じないように努めることとした。 (グリーン社会推進課)	措置済み
123-124		令和 3 年度希少野生生物生育・	1 者随意契約により業務を委託する場合は、最終的な経費の使途を受託者から報告させてその内容を検査すべきで	令和 5 年度以降の委託契約については、業務報告書を経費の内訳を記載する様式に変更することとした。 措置済み

124-125	生息状況等調査業務（哺乳類）について	あり、契約条項はそのような報告の要求及び検査が可能なものとすべきである。（意見 3 3）	（グリーン社会推進課）	
	令和 3 年度竹ヶ島海域公園自然再生協議会運営支援業務について	「受託が継続しているため内容に精通していること」を主要な理由として 1 者随意契約を行った事例がみられた。しかし、実際は単に同一者の受託が継続しているだけにすぎず、かかる理由で随意契約が継続されれば新規参入や競争性を確保する余地がなくなってしまう不当である。地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号の随意契約（性質・目的が競争入札に適しないことを理由とする随意契約）の要件該当性の判断にあたり「受託が継続しているため内容に精通していること」を主要な理由とすることは差し控えるべきである。（指摘 1 4）	令和 4 年度の委託契約については、県の業者選定基準に応じ、3 者の見積合わせを行ったうえで、委託先を決定した。また、令和 5 年度以降の委託契約についても、県の業者選定基準に基づき、事業を適正に実施する。 （グリーン社会推進課）	措置済み
125	令和 3 年度希少植物保護事業について	見積りを徴収した 2 者の見積書には記載金額が税抜の金額か税込の金額であるかを示す記載がなく、見積書記載の金額は税抜と税込のいずれであるかという点についてどのような連絡がなされたか判然としない事例がみられたが、税抜と税込のいずれであるかが判然としない見積りの取得は、事後的に委託先の選定や委託金額の決定時に問題が生じるおそれがあり適当ではない。見積合わせにおいては、見積書の記載から税抜の金額であるか税込の金額であるかが明確になるように金額を記載させるべきである。そうしないのであれば、見積書記載の金額は税抜と税込のいずれであるかという点について各見積依頼先に確実に連絡を行うとともにその連絡に関する資料を保存すべきである。（指摘 1 5）	意見を受けて以降、見積書の金額記載について、記載方法を示し、税抜の金額であるか税込の金額であるかを明確に記載するように求めている。 また、記載が明確でない状態で提出された場合は、見積書記載の金額が税抜と税込のいずれであるか、見積依頼先に確実に連絡・確認を行い、その内容を記録、保存するとともに、正しく記載したものの再提出を求めることとした。 （西部総合県民局保健福祉環境部（美馬））	措置済み
125-126		決裁文書においては、少なくとも決裁の主要部分については手書きでの修正・加筆は避けるべきであり、仮にこれをする場合には、手書き部分に決裁者の押印を求めるなど、決裁前の修正・加筆であることが事後的に確認できるようにすべきである。（意見 3 4）	意見を受け、関係規定等に基づいた適切な事務処理が行われるよう、監察局法制文書課長名で発出された通知「文書事務の適正な処理について」の趣旨の徹底を改めて所属職員全員に図るとともに、その後も継続して周知を行っている。 なお、令和 4 年度以降は電子決裁システムにより、回議中に修正・加筆の必要が生じた際には、その都度、担当者に立案の差し戻し等を行っており、修正・加筆後の立案に対し決裁を行っている。 （西部総合県民局保健福祉環境部（美馬））	措置済み
128-129	「未来へつなぐとくしま生物多様性」活動推進事業			
	令和 3 年度とくしま生物多様性活動推進協議会	県が属する団体に対して支出した負担金のほとんどが予備費に予算計上されたり大部分が使われないまま次年度繰越金となったりする事例がみられた。各種団体等に対する	令和 5 年度の負担金の支出については、年度内に具体的な経費に充てられるかについて、協議会の事業計画等の内容を十分精査した上で執行することとした。	措置済み

	負担金について	負担金の支出は、具体的な経費に充てられることを前提として行うべきであり、使途が定まっていなくてもかかわらず安易に負担金を支出すべきではない。(指摘 1 6)	また、令和 6 年度以降についても、同様に執行する。 (グリーン社会推進課)	
	侵略的外来生物対策事業			
131	令和 3 年度徳島市加茂名地区・多家良地区アルゼンチンアリ生息調査業務について	県内唯一の業界団体であることを理由として 1 者随意契約が締結された事例がみられたが、県内唯一の業界団体との 1 者随意契約の締結は、業界団体の構成事業者による競争入札又は見積合わせでは不都合がある場合に限定すべきである。(指摘 1 7)	令和 5 年度以降の委託契約については、県内唯一の業界団体であることを理由として 1 者随意契約を行わず、特段の理由がない限り、競争入札や見積合わせにより契約を行うこととした。 (グリーン社会推進課)	措置済み
131-132	令和 3 年度鳴門市板東地区アルゼンチンアリ生息調査業務について	県内唯一の業界団体であることを理由として 1 者随意契約が締結された事例がみられたが、県内唯一の業界団体との 1 者随意契約の締結は、業界団体の構成事業者による競争入札又は見積合わせでは不都合がある場合に限定すべきである。(指摘 1 7・再掲)	令和 5 年度以降の委託契約については、県内唯一の業界団体であることを理由として 1 者随意契約を行わず、特段の理由がない限り、競争入札や見積合わせにより契約を行うこととした。 (グリーン社会推進課)	措置済み
132-134	令和 3 年度徳島アルゼンチンアリ対策協議会負担金について	県が属する団体に対して支出した負担金のほとんどが予備費に予算計上されたり大部分が使われないまま次年度繰越金となったりする事例がみられた。各種団体等に対する負担金の支出は、具体的な経費に充てられることを前提として行うべきであり、使途が定まっていなくてもかかわらず安易に負担金を支出すべきではない。(指摘 1 6・再掲)	令和 5 年度の負担金の支出については、年度内に具体的な経費に充てられるかについて、協議会の事業計画等の内容を十分精査した上で執行することとした。 また、令和 6 年度以降についても、同様に執行する。 (グリーン社会推進課)	措置済み
	四国のみち維持管理事業			
138-139	四国のみち維持管理事業	四国のみちについては、県が主体となって、現況調査を行い、倒木や落石などにより通行の安全に支障をきたしている箇所については、速やかに、ルートの変更も含めた対処をすべきである。 また、今後の維持管理にあたり、通行に支障のある箇所などを把握する仕組みを確立するとともに、これに対処する体制を整備すべきである。 かかる維持管理体制の改善を踏まえ、現行の各市町村との随意契約によるべきか否かについて、その要件該当性も含め再検討を要する。(意見 3 5)	令和 3 年度末に「四国のみち」全ルートの現状を把握するため、ウォーキング愛好家等の NPO 法人による「基本調査」を実施し、令和 4 年度には、基本調査結果に基づき、倒木処理による不通区間の解消や案内板・標識の修繕に取り組んだ。 また、令和 5 年度より、自然公園監視団体等 NPO 法人と連携した「四国のみち」モニタリング事業による現状把握の体制整備に取り組むとともに、「四国のみち」魅力向上協議会等と連携しながら、今後の維持管理のあり方について検討する。 なお、令和 5 年度の随意契約にかかる理由については再検討を行った上で適切に執行している。 (グリーン社会推進課)	措置済み
	鳴門公園施設老朽化等対策事業			
141	令和 3 年度鳴門	委託を予定している複数の業務について、別々の業者に	令和 5 年度以降の委託契約については、複数の業務を別々	措置済み

141	公園第4駐車場 仮設トイレ設置 撤去業務につい て	履行させることができないのであれば、これら複数の業務 は一括して入札又は見積合わせに付すべきである。(意見 36)	の業者に履行させることができない場合は、一括して入札又 は見積合わせにより実施することとした。 (グリーン社会推進課)	
		性質又は目的が競争入札に適しないことを理由として1 者随意契約を締結する場合には、他の業者では履行が本当 に不可能なものであるかどうか、十分に検討を行うべきで ある。(意見10・再掲)	令和5年度以降の委託契約については、「随意契約ガイド ライン」に基づき、地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号に該当するか十分に検討を行うとともに、1者随意契 約とする場合は、その理由を見積徴収同等に詳細に記載する こととした。 (グリーン社会推進課)	措置済み
	R3グリ 徳島 県橋梁点検(跨 道橋)委託業務 について	分割可能な業務について1者随意契約を締結する場合 は、1者随意契約の対象とする業務は必要最小限の部分に 限るべきである。(意見4・再掲)	令和5年度以降の委託契約については、分割可能な業務に ついて1者随意契約を締結する必要がある場合は、1者随意 契約の対象とする業務の内容を精査し、必要最小限の部分に 限ることとした。 (グリーン社会推進課)	措置済み
		R3グリ 徳島県橋梁点検(跨道橋)委託業務において、 点検業務が再委託されていた。委託契約においては、県の 定めた基準のとおり、主たる部分の再委託を承諾してはな らない。(指摘18)	令和5年度以降の委託契約については、業務の内容に応じ て分割して発注することで、主たる部分の再委託が生じない ようにすることとした。 (グリーン社会推進課)	措置済み
143-144		委託契約が締結された後、他工事との日程調整の都合に より作業日数が増加したという委託先の都合により、委託 額が増額変更された事例がみられた。委託契約の増額変更 については、契約内容に変更がある場合に行うべきもので あり、委託先の事情にあわせて安易に行うべきではない。 (指摘19)	令和5年度以降の委託契約については、委託契約の費用が 増加する場合はその理由を精査し、委託先の責に帰する場合 は増額変更しないことを改めて徹底した。 (グリーン社会推進課)	措置済み
剣山等施設整備事業				
145-146	R3グリ 剣山 国定公園 三・ 東祖谷菅生 三 嶺避難小屋調査 設計業務につい て	変更契約書において「変更設計図書は、別紙のとおり」 と規定する以上は、その変更設計図書は容易に特定できる ようにしておくべきである。(意見37)	令和5年度以降、同様のケースにおいては、変更内容や変 更理由を明らかにする書類を変更契約書と併せて綴ることと し、容易に特定できるよう対応した。 (グリーン社会推進課)	措置済み
佐那河内いきものふれあいの里管理運営事業				
147-148	佐那河内いきも のふれあいの里 管理運営事業に ついて	指定管理者の募集にあたって少数の者からしか応募がな いことが予測される場合は、可能な限り多数の者が応募で きるような資格要件等を設定して募集を行うべきである。 (意見38)	次回の指定管理者の公募は令和9年度に実施予定であるが、 公募に当たっては、人事課が作成している「指定管理者制度 に係る運用マニュアル」に則り、原則として「県内に主たる 事務所(本社又は本店等)を置く法人等(複数の事業者によ	措置済み

			るグループを含む)」とする。また、引き続き、県外企業が県内企業と共同（県内企業が主たる役割を担う場合）して応募することは可能とする等、多数の者が応募できる募集方法とする。 (グリーン社会推進課)	
151	産学官、あるいは産学民官連携による環境研究の推進事業について	ゼロ予算事業（予算を伴わない事業）においてファイル等の記録が残っていない状況や資料が分散して把握困難となっている状況が確認されたが、事業の効率性、効果などの評価・検証の必要性は予算の伴う事業と変わらない。そこで、ゼロ予算事業においても、予算を伴う事業同様、事業の進捗状況を管理し、事後的な監査が実施できる程度に整理された活動内容の記録を残すべきである。（意見 20・再掲）	令和 5 年 3 月に令和 4 年度の事業の記録をファイルに保管して、事業の進捗状況を整理した。 また、令和 5 年度以降も同様に実施する。 (グリーン社会推進課)	措置済み
151-152		産学官、あるいは産学民官連携による環境研究の推進については、環境基本計画で特に重点的に推進する取組と謳った趣旨に沿って適切な内容・規模の活動を実施するため、予算確保の要否も含め、全般的な見直しを要する。（意見 39）	産学官、あるいは産学民官連携による環境研究の推進については、特に重点的に推進する取組であるという認識の下、令和 5 年度に見直し内容について検討する。 (グリーン社会推進課)	措置予定

II 環境指標に対する監査の結果・意見

報告書 ページ	項 目	指 摘 及 び 意 見	講 じ た 措 置 等	措置状況
153-154	環境指標の設定・変更			
	第 2 次徳島県環境基本計画における環境指標の点検・評価の結果	基本計画における環境指標の目標については、十分な点検・評価を行い、その結果を適時公表するとともに次の環境基本計画にもつなげるようにする必要がある。 現在の第 3 次基本計画は令和 5 年度までのものであり、その後、新たな基本計画に移行するものと思われる。第 3 次基本計画の終了にあたり、指標の達成状況、重点取組ほか基本計画に関連した事業の進捗などを確認する必要がある。継続中の事業や未達成の指標については第 4 次基本計画へ引き継ぐか否かを検討し、その理由や結果も含め第 3 次基本計画を総括し、これを公表することが望ましい。（意見 40）	現行計画の指標については、直近の実績（令和 4 年度）を収集中であり、令和 5 年度中の次期計画策定業務にあたり、指標の達成状況を踏まえ、次期計画への引き継ぎ項目を検討し、結果については徳島県環境審議会等において報告の上、公表する。（令和 5 年 12 月予定） (グリーン社会推進課)	措置中

154-155	当初目標値が基本計画策定時にはすでに達成済みと思われる環境指標	目標値が基本計画策定時にはすでに達成済みと思われる環境指標がみられたことから、環境指標における目標値の設定にあたっては、十分な現状分析を行い、現状を前提とした適切な目標値を設定すべきである。(意見41)	令和5年度に策定する次期計画における目標値の設定に際しては、指標の達成状況を踏まえ、現状を前提とした数値設定を行う (グリーン社会推進課)	措置中
155-156	目標年度が計画期間以降である環境指標	一部の環境指標については2035年度などの計画期間後の時点が目標年度として設定されているところであるが、環境指標における目標年度は、計画期間内の年度を設定すべきである。(意見42)	令和5年度に策定する次期計画において、計画期間後の時点が目標年度となった場合においても、計画期間内の年度における進捗状況を管理するとともに、別途年度内の目標を定めるなど、PDCAサイクルによる進行管理ができるよう工夫する。 (グリーン社会推進課)	措置中
環境指標実現のための取組				
157-158	指標2-5 プラスチックごみの資源循環に積極的に取り組む市町村数	プラスチックごみの資源循環への積極的取組を市町村に求める施策については、令和3年度においても、プラスチックごみの資源循環に積極的に取り組む市町村数に係る指標を未達成の3市町から現状や課題を確認するなどして同指標について目標を達成できるよう取り組むべきであった。(意見43)	令和4年6月に未達成の3市町に対して個別に現状や課題を確認し、各市町がプラスチックごみ資源循環に積極的に取り組まれることを確認した。さらに、当該3市町については、令和4年度中に目標を達成している。 (環境指導課)	措置済み
158		プラスチックの資源循環促進については、次期の基本計画にもプラスチックの資源循環促進に係る指標を設定するなどして、県独自の施策や県内市町村への必要な技術的援助、働きかけなどに積極的に取り組まれない。(意見44)	令和5年5月に各市町村に対しアンケート調査を行い、プラスチックの資源循環促進における現状や課題を抽出したほか、6月には全国での先進事例を紹介した。また、7月には国に対して市町村向けの研修会を開催するよう要望するなど、積極的な働きかけを行った。 また、令和5年7月に飲料メーカーとの間で「ペットボトルの資源循環水平リサイクルの推進に関する協定」を締結し、県民への普及啓発を通じて、市町村が実施する資源循環水平リサイクルの促進に取り組んでいる (グリーン社会推進課・環境指導課)	措置済み
159	指標4-1 水質環境基準の達成率(河川・海域)	水質環境基準の達成のため、次期の基本計画にも水質環境基準に関連する指標を設定するなどして、水質に係る指標の悪化傾向にある河川の流域地域などに対し、重点的な調査や指導、啓発活動を実施するなど、より具体的、積極的な取組を行われたい。(意見45)	監視対象である河川の流域地域において、水質改善対策会議の参加及び水質調査や小学生を対象とした水質汚濁に係る啓発活動等の取組を行っていたが、ご意見を踏まえ、令和5年度から、より積極的な啓発活動として、県民を対象とした環境フィールドワーク(干潟観察会、ビーチコーミングなど)を実施した。 (環境管理課)	措置済み
160-161	指標4-8 一般廃棄物の県民1人1日あたり	3Rに関する県民向けの事業としては、普及啓発のみならず、県民が環境に配慮した行動によるメリットを身近に感じることのできるようにし、具体的な消費活動、生活ス	県民がメリットを感じられる施策としては、平成12年から「とくしま環境県民会議表彰」制度により、3R活動はもとより、環境の保全及び創造のための活動を行っている個人	措置済み

	ごみ排出量（g／人日）	タイルの変化につながりやすい施策を取り入れるなどの方を積極的に検討されたい。（意見４６）	や団体に対して表彰をしている。令和５年７月には１５件（個人５名、団体１０名）を表彰し、その取組を推進した。 また、環境指標の目標値達成に向け、令和５年７月には、目標値を達成している市町村の効果的な取組について調査し、その内容を他の市町村に紹介した。 （グリーン社会推進課・環境指導課）
--	-------------	--	--

Ⅲ その他基本計画全般に対する監査の結果・意見

報告書 ページ	項 目	指 摘 及 び 意 見	講 じ た 措 置 等	措置状況
162-163	計画の進捗管理について	基本計画に基づき設置された徳島県環境対策推進本部の活動は不十分であり、基本計画内でうたわれている部局横断組織による計画の点検・評価（PDCAサイクル）を実行するため、徳島県環境対策推進本部の運営やその活動内容について見直すべきである。（意見４７）	令和５年度は、現行の第３次環境基本計画の終期であることから、徳島県環境対策推進本部を開催し、第３期の進捗管理に加え、次期計画策定についての協議を行うとともに、今後の運営やその活動方法については、組織や人員体制等、より実務的な運営及び機動的な活動が可能となるよう見直す。 （グリーン社会推進課）	措置予定
163		現状では基本計画に関わる事業の進捗状況を一元的に管理できる体制となっていないことから、基本計画を所管するグリーン社会推進課においては、同計画に関する事業について、指標に関連するか否かに関わらず、一覧表を作成するなどして一元的に進捗状況を管理すべきである。（意見４８）	令和５年度に上位計画である行動計画の指標をベースに、環境基本計画に関する事業について、一覧表を作成し、進捗状況を管理する。 （グリーン社会推進課）	措置済み